



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	WTO加盟後の中国著作権戦略についての分析
Author(s)	胡, 開忠; 鈴木, 賢; 金, 勲//訳
Citation	知的財産法政策学研究, 4, 33-47
Issue Date	2004-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43422
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_33-47.pdf



WTO加盟後の中国著作権戦略についての分析

胡 開 忠
鈴木 賢・金 勲(訳)

人類文明の発展史が教えるところによれば、昨今の著作権の国際化、現代化は、各国間の文化、科学技術、取引の交流の絶え間ない深化によるものであり、各国の国内著作権制度は閉鎖的体系から開放的なそれへと変容を迫られるようになった。中国は20世紀90年代の初期に著作権制度を設けて以来、WTO の TRIPs 協定を含むさまざまな著作権に関する国際条約に積極的に参加してきた。これは中国の著作権制度の発展にとってはチャンスであり、チャレンジでもあった。WTO 加盟後、国際条約の関連条項を利用していかにして適切な著作権戦略を制定し、科学、文化の発展を促すかは、中国政府が当面しているきわめて重要な課題である。小論は、以上のような問題意識にもとづき若干の検討を加える。大方のご教示をお願いしたい。

1 提唱と受容——二つの異なる著作権の国際化モデル

各国史における政治、経済、文化、風俗が相違していることから、著作権の国際化にも異なる態度が採られている。そのためそれぞれ異なる国際化モデルが形成されている。つまり、各国の国際化に対する態度は、積極的提唱型と受動的受容型に分類することができる。

(1) 積極的提唱型——文化先進国の選択

著作権制度の国際化は国境を越えた著作権取引に端を発している。作品には形がないため、国境を越えた保護は国際的な難題となった。おおよそ19世紀の半ばから一部の国では、著作権の保護を外国人にも拡大したり、

相互主義や二国間条約によって外国人著作者の利益を保護するようになった。たとえば、フランスは1810年に作品の出版を条件として外国人にも同等の著作権を認めはじめ、1852年には外国人にも本国人と等しい権利を認めるに至った。その後の十年間、フランスは多数の国と二国間条約を締結し、何度も交渉を重ねた。しかし、19世紀の末に至って、こうした断片的で不統一な著作権の保護方式では、著作権の国際レベルの保護に悖ることが意識されるようになり、多国間で国際協約を締結することが歴史的必然となっていく。1886年、フランス、ドイツ、イタリア、イギリスの主導により、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」が誕生した。この条約に参加した国は、当時、いずれも世界的な文明大国、工業大国であり、ことにイギリスは第一次産業革命の発祥国であった。各国はお互いに豊かな文化芸術を国際協力を通じて保護する必要を感じていた。イギリス、フランスなどの国は海外に植民地を抱えていたため、本条約の19条で条約が締約国の植民地においても直接適用されると明確に規定していた¹。

上記の発展過程からも明らかなように、著作権の国際化を最初に提唱した国は、おもに経済が発達し、文化が繁栄している国であった。その最大の動機は、著作権の国際化を通して、自国の著作物が外国で侵害を受けないようにすることであり、実質的には自国の経済、文化的利益の保護のためであった。従って、著作権分野の国際協調は各国間の政治闘争を引き起こさずにはおかなかった。たとえば、先進国は植民地に対する支配的地位を利用し、植民地の文化の発展状況を無視して、著作権の観念、著作権保護制度を植民地に強制しようとした。現在に至るまで、先進国は著作権の国際協調の主導権を握り、頻繁に多国間の著作権保護に関する取引交渉を発議し、推進してきた。例えば、WTO の TRIPs 協定はアメリカなど先進国のイニシアティブの下で制定された。ここに盛り込まれた著作権の国際化基準の多くは、先進国の利益にかなうものであったが、最終的には国際条約として多くの発展途上国も強制されることになった。例えば、2001年、アメリカの映画、ビデオの海外への輸出額は146.9億ドル、図書、雑誌、

¹ この条文は1948年になってようやく削除された。参照 Stephen M. Stewart International Copyright and Neighboring Rights 2nd. Butterworths. London. 1989. p100.

新聞の総輸出額も40.3億ドル（中国の228.46倍）、コンピュータ・ソフトウェアの輸出額は607.4億ドルにのぼっている。このため米英日などの文化が発達した国は、WTO で TRIPs 協定を制定する際には、ソフトウェア、映画の著作物、視聴覚著作物についての著作権保護の基準を高い水準に設定しているが、これはそうした国々の利益を露骨に反映したものである。

（２）受動的受容型——途上国の泣き寝入り

発展途上国は経済、科学技術と文化において先進国に大きく遅れをとり、著作権の国際化のプロセスでもわずかしき発言権を持っていない。このプロセスのなかで不利な立場におかれながら、著作権の国際協調に参加するのは、その他の利益を考慮した結果である。

歴史的経験からみて、途上国における著作権制度の確立には以下のような特徴がある。第1に、著作権制度を設ける目的は、純粋に外来の圧力に屈したというわけではなく、自国教育の発展を促すことも著作権制度創設の直接的動機となっている。例えば、途上国は建国後、文化教育において著しく遅れていたため、自国の文化革新に刺激を与えるため、20世紀の70年代から80年代にかけてのわずか十数年のうちに、エジプト、ブラジル、エクアドル、キューバ、マリ、インドネシア、ガーナなど40か余国の発展途上国が、著作権法を制定した。第2に、先進国からの外圧は、途上国における著作権法の制定に大きく作用し、かなり多くの途上国の著作権法には外国法からの継受の跡が見られる。例えば、インドをはじめとする旧英領ではイギリスの統治下で、長い間、イギリスの著作権法が施行されていた。1914年のインド著作権法は、1911年イギリス著作権法を手本としたものである。他方、ラテンアメリカ各国の著作権法は、フランス著作権法の「著作者人格」概念を理論的基礎としている²。第3には、多くの発展途上国は著作権の国際化には消極的な態度をとっている。途上国は文化教育において著しく先進国に遅れているため、著作物の輸入は輸出を大きく上回っている。こうした状況下で途上国がより便利に先進文化を利用できるようにするために、著作権の国際化に参加して、外国の著作権を保護することを望まないものである。例えば、インドでは20世紀80年代はじめ、ソフ

² Stephen M. Stewart・前掲註(1)26頁参照。

トウェアの海賊版が氾濫し、国際社会から厳しい批判を浴びた。先進国の権利者は既得権利を放棄しようとせず、「需給法則にしたがい、いかなる制限も受けないで権利を行使することを望み、それは第三世界の国家にも及ぶべきである³⁾」と主張した。先進国の経済的圧力を受けて、発展途上国は自国の政治的、経済的利益を考慮して、国際的な著作権条約に参加せざるを得なかった。例えば、WTO 協定の交渉の際、アメリカをはじめとする先進国は知的財産と物品貿易、サービス貿易を一括して交渉のテーブルにのせたため、多くの発展途上国は結局、総合的な考慮にもとづき、最終的には TRIPs 協定を受け入れざるを得なかったのである。

2 受動から能動へ——経済成長型国家の必然的選択

著作権の国際化プロセスのなかで、多くの国はそれぞれの政治・経済・文化の発展のレベルに応じて、著作権政策に調整を加えている。したがって、積極的提唱型と受動的受容型を固定的に捉えることはできない。この点において、アメリカの著作権政策は転換の典型的な成功例である。

建国初期のアメリカは文化や産業が発達しておらず、市場で販売される図書の絶対多数は輸入に頼っていた。それゆえ、1790年の著作権法は自国著作者の利益だけを保護し、外国人の著作物はアメリカでは法の保護を与えられていなかった⁴⁾。この点について、学者 Ploman 氏は、「海賊版の跋扈に対応すると同時に、この規定は発展途上国が発展し始めたばかりの自国文化の保護を図りつつ、先進国の文化的成果を利用しようとするものだ⁵⁾」とコメントしている。この政策の有効性は顕著であり、「アメリカの出版業は外国文学や芸術作品の複製により発展が阻害されることがなかったばかりか、その実用主義的手法により国内の生産量の大幅な増加を促し、20世紀のはじめごろには貿易バランスはアメリカに有利な方向に向かい

始めた⁶⁾。百年という短い間にアメリカは、世界の経済大国になったが、それは建国初期に採用した著作権に対する弱い保護政策と無関係なものとはいえないだろう。しかし、アメリカのこの政策は、アメリカ出版業界に「外国人著作者の著作物を手当たりしだいに複製することを許し、感謝の言葉を述べるそぶりすらみせなかった⁷⁾」ために、アメリカ本国の文化事業には壊滅的打撃を与えたことに留意しなければならない。外国著作者の利益を保護しないという前提がとられたので、アメリカ国内では海賊版が蔓延した。1800年から1860年の間に、イギリスのベストセラー小説のほぼ半数に海賊版が登場した。19世紀に至り、Walter Scott などイギリスの人気作家の小説はイギリスでは1ポンドしたが、アメリカの海賊版は元値のおおよそ10分の1程度の25～50セントで売られていた。そのほか、アメリカでは輸入図書に対して25%という高い関税を課していたため、外国著作物の複製はいつそう助長され、本国の作家の創作へのインセンティブも大幅に阻害された。アメリカに複製された国ではこれに報復するため、アメリカの著作権を認めず、国際的なマーケットにおけるアメリカ図書の価格は、ずっと外国の図書のそれを下回っていた。また、外国著作物が著作権の保護を受けなかったため、アメリカの出版業界は新たに出現した海賊版との間で常に先を争う必要にかられ、何十年もの間、出版業界では壊滅的なほど熾烈な競争が続いた。これについて有名な著作権学者 Barbara Ringer は以下のように述べている。アメリカ法のこの規定は、「アメリカの著作者の著作物のみを保護し、イギリスの流行作家の著作物については無制限の無断複製を許してしまった。これは却って保護したいと思っていたアメリカ自体の文学に壊滅的な競争損害を与え、結局一世紀あまりにわたる論争の末、ようやくこの致命的誤りを正すこととなった⁸⁾。1891年、アメリカ新著作権法の制定時に、立法者はついに外国著作物を保護しない

³⁾ 翟一我・陳昭寛編『版權講座——國際版權縱橫談』(東方出版社、1991年)56頁。

⁴⁾ この法律は、「本法のあらゆる条項について、アメリカ領土内における非アメリカ国民の地図、曲線図、図書、新聞・雑誌などの著作物の輸入、販売、複製、出版を禁止するものと拡大解釈してはならない」と規定している。

⁵⁾ Stephen M. Stewart・前掲註(1)25頁参照。

⁶⁾ B. Zorina Khan. Intellectual Property and Economic Development: Lessons from American and European History.

<http://www.lprcommission.org/papers/ttxt/study-papers/spla-khan-study.txt>

⁷⁾ 前掲註(6)。

⁸⁾ 参照 Stephen M. Stewart. International Copyright and Neighbouring Rights. 2nd. Butterworths. London. 1989. p25.

ことによる弊害を自覚し、外国人の著作物について限定的な保護を与えた。すなわち、外国人の著作物をアメリカで印刷する場合に限って、著作権法の保護を受けることとしたのである。これがかの悪名高き「印刷条項」なるものである。アメリカ著作権法のこの条項は、1976年になってようやく削除されたが、それまでにアメリカが万国著作権条約に加入してから相当長い時間を経ていた。

アメリカ経済が発展を遂げると、著作権についての国内外向けの政策には天地がひっくり返るような著しい変化が生じた。国際知的財産権連盟の研究報告によると、1997年から2001年までにアメリカの中核的著作権産業の年平均成長率は7%を記録したが、同時期のアメリカ国内総生産額の成長率は3.2%に止まっている。2001年、著作権関連産業（報道、図書出版、コンピュータ・ソフトウェア、映画・ビデオなどの娯楽産業、テレビ番組など）の付加価値は7,912億ドルに上り、GDP の5.24%を占めた。アメリカの国際知的財産連盟の統計によると、2001年アメリカのオーディオ・ビデオ製品、アニメーション、テレビドラマ、コンピュータ・ソフトウェア、新聞・雑誌等書籍の四種の著作権製品の対外販売と輸出額は889.7億ドルに上り、スピードにおいてすべての製造部門を抜く平均成長率8.5%を記録した。コンピュータ・ソフトウェアの対外販売額は、1991年の196.5億ドルから2001年の607.4億ドルに増え、10年間で3.1倍に増加した。このような背景のもとで、アメリカはタイムリーに国内外における著作権政策を調整し、一方では国内で著作権保護の水準を引き上げながら、他方、国際交渉の場では著作権のハイレベルな保護基準を各国におしつけ、「効果的に著作権者の利益を保護し、著作権産業と著作権貿易の発展を促した⁹」。

3 情勢を見極める——中国著作権国際化の原則

昨今、ますます多くの国が科学、文化の社会発展における重要な役割を自覚し、知的財産立国への戦略的プランを明確にしている。アメリカはいち早く21世紀に向けての知的財産権マネージメント戦略を打ち出し、日本は知的財産基本法を制定し、小泉純一郎首相が自ら知的財産戦略本部長に

⁹ 尚永「美国的版權産業和版權貿易」知識産権2003年2期。

就任し、知財立国のスローガンを提唱した。韓国やシンガポールなどの国でも類似の措置を打ち出している。中国はまさに経済、文化発展にとって肝要な時期にあたっており、いかに国際情勢に即応して著作権保護の戦略を立てるかが、国の科学、文化の発展に大きく影響してくる。そこで、筆者は中国における著作権の国際化にあたり、以下のような原則に従うべきだと考える。

（1）受動から能動へと転換し、積極的に国際的な著作権交渉において主導的地位を掌握するよう努めるべきである。

歴史的視点から見ても、外国の勢力が明らかに中国著作権の国際化プロセスにおいて推進力となり、客観的に中国における著作権制度の確立を促した。1897年にアメリカの新聞社「時務報」と「実学报」の二社は、それぞれ清朝政府の蘇松太道に上書して、著作権保護を求め、後にそれが受け入れられた¹⁰。1902年、アメリカと日本は中国に対して著作権を保護するよう要求し、交渉の末、中国政府は条約においてアメリカ人の作者の著作物には十年の著作権保護を与え、日本の作者には内国民待遇を与えることに同意した。1990年、中国は自国の経済・文化を発展させるためにタイムリーに著作権法を制定した。しかし、アメリカは中国に対して何度も知的財産保護に関する交渉を求め、1989年には「中米了解事項覚書」、1992年には「知的財産保護に関する中米了解事項覚書」、1995年には「中米知的財産保護取決め」を締結した。とくにWTOのTRIPs協定では、アメリカをはじめとする先進国は、高いレベルの知的財産保護の要求を、直接、中国を含む多数の途上国に押し付けた。ここから分かることは、著作権の国際化のプロセスで中国は発展途上国として経済、文化の面でいまだ先進国への依存から抜け出ておらず、先進諸国が著作権の国際化を牛耳るという構造が変わっていないということである。目下の状況のもとで、中国は発展途上国として世界から孤立することは不可能であり、外国人の著作権を保護せずに、自国の文化の発展を図ることはできない。アメリカの著作権の国際化のプロセスから得られる教訓は、純粋に民族的利益にもとづき外国人の著作物を保護しなければ、自国文化の発展にも致命的な悪影響が

¹⁰ 劉保剛「近代以来中外關於保護知識産権的談判」史学月刊2002年9期。

及びかねないということを、我われに教えてくれる。もつとも、経済の発展と国際的地位の向上にともない、中国は発展途上国の代表として、著作権保護における受動的な立場を挽回し、より積極的に各種の著作権における国際協力に参加し、国際的舞台で発展途上国の利益保護に寄与する著作権保護の基準を確立するよう働きかけなければならない。とりわけ2001年のWTO「ドーハ宣言」の発表は、発展途上国の国際知的財産権協力における発言権の強化を裏付けている。中国政府はこの有利なタイミングをいかして、発展途上国と幅広く連携して、自国の利益にプラスとなる国際保護基準を打ち出し、条約の形で制度化していくべきである。

(2) 自国の経済・文化の発展レベルに応じた、適切な著作権保護基準

著作権の保護は著作物の著作者の利益だけでなく、著作物の伝播者、作品の利用者の利益保護にもかかわる問題でもある。よって著作権立法においては、創作者個人の利益と社会的公益とのバランスが図られなければならない。そのバランスは中国の経済・文化の発展レベルを踏まえる必要がある。例えば、アメリカが建国の初期に採用した著作権に対する弱い保護政策は、外国の科学・文化を導入して、自国の発展を図るうえで大きな促進作用を果たした。そして世界的科学・文化大国になると、その発展レベルに応じて、今度は途端に著作権の保護レベルを引き上げ、さらにその基準を世界中に押し広めている。これについてアメリカの政府関係者は露骨にも次のように述べている。「我われがアメリカの知的財産権を保護するのは、アメリカの傑出した芸術家、作家、民間・学界の研究者らの研究、投資、思想を保護するためである。同時にアメリカがもつ最高の技術と最高の収入が得られる分野における優位性を保つためである¹¹⁾。こうしたことが示唆するのは、著作権国際化の実質が国家間の経済・文化的利益をめぐる闘争だということであり、また著作権保護のレベルには段階性があり、その国の現実の事情にもとづいて保護の強弱を決めてゆくべきだということである。この点について、イギリスの知的財産委員会では、「長期的

な視野から見て、発展途上国では文化産業を成功に導くための他の条件が満足されれば、強い著作権保護は当地の文化産業の発展に役立つ。しかし、中短期的に見れば、必要な教科書、科学情報、コンピュータ・ソフトウェアの費用を支払えないため、より強い著作権保護は発展途上国や貧困層の知的格差を縮める能力を削ぐ方向に作用する¹²⁾。

つまり、著作権戦略の策定にあたっては、中国の経済、文化の発展レベルを無視して、著作権保護について一律に先進国と足並みをそろえることはできない。中国の現状では先進諸国のようにレベルの高い著作権保護を与えることは不可能である。以下の資料が表わしているように、中国では各地の経済・文化発展レベルにはかなりのアンバランスが見られ、都市と農村住民の収入の格差は絶えず拡大している。1990年には都市と農村の住民の収入は1:2.2だったが、1995年には1:2.71になり、2001年には1:2.9へと拡大している。地域間の格差拡大もきわめて顕著で、2000年には東部地域の一人当たりの収入は西部の2.26倍で、最高の省と最低の省の格差は3倍を超えている。文化・教育の方面では、現在中国には不識字者が8,507万人に達し、その数は世界第二位といわれている。これらの不識字者は、おもにチベット、青海、貴州、内モンゴルなどの辺境の省に分布している。なお、児童の中途退学も不識字者が増える一つの重要な原因である。こうした現実から中国は著作権戦略を策定する際には、一刀両断的な政策を採ることはできず、各地の経済発展のレベルに応じて適切な保護のレベルを選択しなければならないのである。中国の書籍貿易のうち、輸入が90%を占め、輸出はわずか10%に止まる。輸入書籍はおもに教育、科学、外国語、児童書籍であり、さかんに外国の知識を学習し、吸収しようとしていることが分かる。これに対して、輸出書籍はおもに中国医薬、歴史、哲学、考古学などの伝統的分野に限定され、狭い範囲に止まっている¹³⁾。したがって、著作権に強い保護を与えると、先進国の文化輸出に有利にはたらくだけで、自国の文化と教育にはマイナスの影響を与えてしまうであろう。よって、今後の国際的な著作権保護の一体化という現実を踏まえれば、中国

¹¹⁾ 「技術進歩とアメリカの権利——貿易政策と知的財産権保護」アメリカの通商副代表リチャード・W. フィッシャー (Richard W. Fisher) 大使の下院外交委員会国際経済政策および貿易委員会公聴会での発言、ワシントン特別区、1999年10月13日。

¹²⁾ イギリス知的財産委員会が2000年に公表。国家知識産権局条法司編訳『知識産権と発展政策の整合』109頁。

¹³⁾ 郝捷・許剛「版權貿易の実践問題」出版発行研究2003年5期。

が国際条約を下回る保護基準をとることはできないが、自ら積極的に著作権の保護レベルを引き上げる義務はないのである。数年後、中国の経済・文化の発展レベルが新たなステージに上がったならば、著作権の保護基準を引き上げて新たな情勢のニーズに対応すればよいと考える。

4 事のなりゆきに応じて有利に導く ——著作権の国際化における中国の戦略

WTO 加盟後、経済のグローバル化、貿易自由化の現実直面して、中国は国情を踏まえ、事のなりゆきに応じて有利に導いていかなければならない。つまり、国際公約の最低保護基準をクリアさせつつ、着実に著作権保護政策を制定し、著作権者と社会的利益に配慮しつつ、中国の科学技術・文化の全面的発展に寄与させなければならない。具体的には著作権の国際化の流れのなかで、政府のプロパガンダ、人材養成などの措置のほか、立法および法執行の面では、以下のような戦略を立てるべきである。

(1) チャンスを逃さず、速やかに民間文学・芸術作品を保護するための立法を整備すべきである。著作権取引において、中国はおもに教育、科学、言語、児童教育などの著作物を輸入しており、これは現代的科学・教育の分野では優位性をもたないことを意味する。しかし、中国の長い文明史のなかで豊かな民間文化が育まれており、これは祖先が後世に残した貴重な財産であり、我われにとって国際文化交流において数少ない優位性をもつものである。国際的にも発展途上国は先進諸国との長期にわたる闘争の末、国際組織を説得して、民間文学に対してある程度の保護を与えるようになった。1971年に改訂されたベルヌ条約と世界知的所有権機関が発展途上国のために制定したジュニス模範著作権法は、民間文学・芸術の著作物に対する法的保護について規定している。とくに WTO ドーハ宣言の19条は、民間伝承文学・芸術の著作物に対する保護を改めて強調している。これは中国の文化遺産の保護のためにも法的基礎を提供したと評価しうる。1990年に改正された中国著作権法では、「民間文学・芸術の著作物の著作権保護方法については國務院が別途規定する」と定めているが、民間文学・芸術の著作物の保護については、この十年の間依然として依るべき

法がない状況が続いている。一方で、すでに少なからぬ民間文学・芸術の著作物が、外国の会社により無償で使用されている。たとえば、アメリカのディズニー社は、中国の民間物語「花木蘭」(ムーラン)を無償でアレンジして映画化し、中国でも巨額の興業収入を得た。しかし、我われが外国の著作物を導入する時には高額な著作権料を払わなければならないのである。それゆえ、民間文学・芸術の著作物の保護重視という国際の流れに倅さして、民間文学・芸術の著作物の保護に関する法律を整備し、この種の著作物を有償で利用する制度を確立すべきである。有償で文化的遺産を輸出することによって、国際的な著作権取引のなかで民族的利益を確保しなければならない。

(2) 著作者の利益保護を中心に、著作権の集中的管理にかかわる立法を早期に整備すべきである。中国は発展途上国であり、速やかに自国の科学・文化を発展させることにより、はじめて繁栄と富強を実現できる。この目標が実現できるかどうかは、著作者のインセンティブが保護されているかどうかにかかっているとも言える。著作権を保護することは、人類の智慧を保護し、社会文明を保護することに他ならない。朱鎔基前総理は、新聞出版総署と国家版權局を視察した際に、「著作権保護がなければ、中国の現代化もない¹⁴」と指摘している。中国著作権法は第1条で著作権保護を通じ、著作物の創作を促進するという規定を設けているが、現実には広汎な社会公衆、強い経済力をもつメディアに比べると、多くの場合、著作者の立場はあまりにも脆弱である。統計によると、中国では出版業界の利潤率は全業界の第5位に位置し、9次5カ年計画期間中の利潤率は28.4%に達している。これとは対照的に、同時期の著作者の原稿料収入の伸びは緩慢であり、自費出版も頻繁に行われている。出版業界の高利潤追求の姿勢は書籍価格の高騰を招き、民衆の書籍購入意欲にマイナスの影響をもたらしている。著作権法の制定による最大の受益者が出版業、放送業界などのマス・メディアであって著作者ではない、というのは決して誇張ではない。このような状況を変えるためには、国は税制、価格統制などの行政手段を使って、著作物の著作者、伝達者、利用者間の利益関係を

¹⁴焦利「加入 WTO 对我国版權保護的影響」国家行政学院学报2002年4期。

調整すべきである。他方で、著作権の集中管理システムを整備し、作者に対する法的保護の強化を図る必要がある。著作権の集中的管理機構とは、著作権者に代わって著作権を行使する非営利組織であり、メンバーの構成が幅広く、強い組織性を有し、作者利益の保護においてすでに大きな役割を果たしていることで、注目を集めている。改正された中国著作権法では、この機構について原則的規定をおくに止まり、具体的運営のための細則はまだ制定されていない。速やかに著作権の集中管理システムを確立して、この機構の代理を通じてメディアとの交渉力を高めることで、最終的には著作権法が掲げる作者の利益保護という法の趣旨の実現を図るべきである。

(3) デジタル図書館の構築における著作権保護とフェア・ユースとの関係を適切に処理しなければならない。デジタル図書館の構築は、一般大衆に安価な知識獲得手段を提供できるため、国の文化を発展させるうえできわめて重要な役割を果たしている。しかし、中国の経済・文化の発展がアンバランスなため、各公共図書館の平均図書購入経費は5万元であるにもかかわらず、貴州の場合、省立図書館と貴陽市立図書館を除く図書館の平均購入予算はわずか1.49万元しかない。つまり、一人当たりにならせば経費はわずか0.076元しかないのである。かなりの数の図書館では毎年新聞と雑誌を購入するだけであり、長い間1冊の本も購入していない図書館が39館にも上る。寧夏と内モンゴルなどの民族自治区でも類似の問題が存在する。図書館の経費不足問題を解決するためには、地方経済を振興し、経費を増やす方法以外に、デジタル図書館の構築が有効な手法として考えられる。中国では20世紀90年代からデジタル図書館の構築に着手しているが、デジタル図書館にはコンテンツの豊富さ、資料更新のスピーディさ、伝達速度の速さ、保存の簡便さ、建設コストの低廉さなど多くのメリットがある。デジタル図書館の建設を推進することは、比較的低いコストにより辺境地域で最新の情報を得る条件を整備し、ひいては当地の経済振興につながると考えられる。ただし、デジタル図書館建設にとって著作権問題は避けられない大きな問題である。伝統的な著作権制度においては、読者は学習ないし研究の目的で限定的に複製することを許されていたが、デジタル図書館の場合、暗証番号やユーザー認証などによりプロテクトをか

けているため、読者は学習や研究のために作品を複製することができなくなるのである。伝統的なフェア・ユース制度によって確立された著作権者、伝達者、利用者間の利益のバランスが、インターネット上の費用回収システムによって壊されてしまうのである。他方で、一部の者はコンピュータの暗証番号解読により、データベースへの不法侵入を繰り返している。そのため、1996年12月、世界知的所有権機関はジュネーブでWIPO著作権条約とWIPO実演・レコード条約を採択し、各締約国に対して充分にして効果的な法的保護を行い、作者やアクセス権をもつ人が用意している技術的措置を破壊する行為を禁止することを求めた。同時に締約国には著作物の電子的管理についての情報保護を要請している。こうした技術的措置についての規定は、フェア・ユースに対する厳しい制限となり、教師、学生、研究者、ユーザーの情報収集能力を弱めかねないという厳しい批判もなされている。とりわけ発展途上国においては特別の理由があってこれらの条約に調印する必要性がない限り、「署名するのは賢明ではなく、途上国は技術的措置の問題について立法の自由を留保すべきであろう¹⁵⁾」。しかし、中国では条約の発効前の2001年、改正著作権法のなかに技術的措置の法的保護について規定してしまった。これは明らかに中国の経済レベルを超えた相応しくない規定である。中国ではデジタル図書館構築において一般民衆が知識を獲得する権利に配慮し、①政府は税制、価格統制などの行政的手段によりデジタル図書館の利用料を引き下げる、②立法により読者が無料で閲覧、ないしデータベースのなかの著作物につきその概要が少なくとも内容の10分の1については複製することを許す、③保護の対象を暫くはオリジナリティのあるデータベースに限定し、オリジナリティのないデータベースについては保護しないこととすべきであろう。

(4) 著作物の性質、発展段階に応じ、保護レベルを異にすべきである。著作権保護において、中国は最低国際基準を守ると同時にさまざまなレベルの保護政策を取り、経済発展レベルに適応させていくべきである。近年、海賊版に対する厳しい取り締まりにより、書籍の海賊版問題は有効に抑制されたが、ソフトウェアとビデオにおいては依然として厳しい状況が続い

¹⁵⁾ 前掲註(12)110頁。

ている。アメリカの商業ソフトウェア連盟の2002年の統計によると、中国の商用のソフトウェア海賊版は1994年の97%から2002年の92%に下がっているが、世界平均の39%をなお大きく上回っている。海賊版ソフトウェアを利用することで、中国の経済発展にとってプラスの役割があったとはいえ、情報技術の広汎な普及とソフトウェア産業の急速な発展につれて、ソフトウェアの保護強化はすでに一刻も待てない重大な課題となっている。統計によると、中国の2000年のソフトウェア生産高は230億人民元に止まり、輸出額はアメリカの1/60に過ぎない。しかし、1990年から2000年までの、中国のソフトウェアの売り上げは、2.2億元から230億元に増加し、10年間で100倍も増えたのである。これはほぼ年平均25%ずつ増えたことになる。将来的には、ソフトウェア産業は中国の科学技術、文化産業の中で重要な地位を占めるだろう。したがって、ソフトウェア保護の強化が強く要請されている。インドの経済発展はこれをよく示している。インドにおいても1990年末まで海賊版が氾濫したが、1992年に著作権法が改正されてから、その保護措置はソフトウェア開発に大いにインセンティブを与え、2000年のソフトウェア製品の輸出額は57億ドルに達し、GDP 成長部分の四分の一を占めた。そのゆえ、同時期のインドの経済成長率は7%に達した。

現在、中国は情報産業発展の絶好のチャンスを迎えている。ソフトウェア産業の発展は国の政策と法律の支援にかかっている。インドの成功経験を参考として、ソフトウェアに関する著作権保護立法を改善し、厳格な法運用によってソフトウェア開発者の利益保護を図るべきである。同時に、より多くの大衆がソフトの対価を支払えるようにするために、政府は減税措置や価格調整などの手段を講じて、ソフトの販売価格を引き下げるべきである。また、OS ソフト、事務用のソフトの国産化率を引き上げ、リバース・エンジニアリングによってソフトを開発することを認め、企業が比較的低価格の国産ソフトや暗証番号フリーのソフトを使用できるよう措置を講じるべきである。ついで書籍の出版については、中国の提供する著作権保護のレベルは基本的に海賊版の抑制に耐えうる水準に達している。しかしながら、出版業がすでに GDP の6%¹⁶を占めているという事実を考慮すれば、将来的にはこの方面の保護レベルをいっそう引き上げて、著作

物の創作にインセンティブを与えることを考慮する必要があるであろう。ただし、著作権保護のレベル引き上げは一律に行うわけにはゆかず、教育関係と娯楽関係では区別を設けるべきである。教育方面については、税制を通じて販売価格を引き下げ、フェア・ユース制度によって大衆の知識獲得を促すべきである。他方、娯楽関係の著作物については、適度に保護の水準を引き上げてよいであろう。

〔編集者付記〕本稿は、2月23日・24日に開催された国際シンポジウム「知的財産法政策学の基本理念の確立に向けて」の第一セッション「知的財産法制と経済発展」(23日実施)において行われた報告の原稿に加筆修正を施したものの翻訳(原文は中国語)である。当日ご報告の労をとっていただいた上に翻訳掲載の許可をくださった胡開忠先生に謝意を表したい。

¹⁶ 『中国知的財産報』2003年9月4日。